

学校法人花田学園公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人花田学園（以下「学園」という。）における業務に関し、次の各号の法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反等行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の健全な発展に資することを目的とする。

- (1) 公益通報者保護法その他関係法令
- (2) 研究活動及び研究費の使用
- (3) 学園寄附行為若しくは諸規程等

(公益通報処理体制等の周知)

第2条 理事長は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法、その他必要な事項を職員に周知しなければならない。

(公益通報等窓口)

第3条 学園は、法令違反等行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）に応じるため、法人本部事務局総務部に公益通報窓口（以下「窓口」という。）を設置する。ただし、学生にあっては、学務部長又は教務部長を通じて窓口が公益通報等に応じる。

2 窓口を利用して公益通報等を行うことができる者（以下「教職員等」という。）は、次の各号の者とする。

- (1) 学園の教職員及びその退職者
- (2) 学園に勤務する派遣労働者
- (3) 学園の取引業者の労働者
- (4) 学園の学生

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電話、FAX、書面又は面談の方法によって行うことができる。

2 教職員等は、公益通報等を行う場合において、当該本人を特定できる情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

第5条 教職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

2 学園は、前項のような不正の目的をもって公益通報を行った者に対し、就業規則又は学則に基づき必要な処分を行うことができる。

(相談への対応)

第6条 窓口の職員（以下「窓口担当者」という。）は、教職員等から法令違反等行為に関する相談を受けた場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の開始)

第7条 法人本部事務局総務部長（以下「総務部長」という。）は、窓口担当者が教職員等から法令違反等行為に関する通報を受けた場合は、直ちに理事長に報告し、遅滞なく、その調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

- 2 総務部長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該教職員等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該教職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第8条 理事長は、必要と認める場合は、通報された事項に関して最も関連の深い業務を所掌する部署（以下「調査部署」という。）の長に事実関係の調査を指示するものとする。

- 2 調査部署は、法令違反等行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。
- 3 窓口担当者は、必要に応じ、調査に参加することができる。
- 4 各部署の長及び教職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して、正当な理由がある場合を除いて、調査部署の長の協力要請に応じなければならない。
- 5 窓口担当者、調査部署の担当者その他公益通報等処理に従事する者は、自らが関係する通報事項の処理に関与することができない。

(遵守事項)

第9条 調査部署の長及び窓口担当者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報等を行った教職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- 2 調査部署の長及び窓口担当者は、その職を離れた場合であっても前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

第10条 調査部署の長及び窓口担当者は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を総務部長と共に理事長に報告するものとする。また、調査を修了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、法令違反等行為の存在が確認された場合は、直ちに、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。また、当該不正行為に関与した教職員等に対し、就業規則に基づき必要な処分を行うことができる。
- 3 総務部長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った教職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、

当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(被通報者等への配慮)

第 11 条 前条第 3 項の規定により、公益通報者に措置の内容を通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 12 条 理事長は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格その他不利益な取扱いを行ってはならない。事実関係の調査に協力した教職員に対しても同様とする。

2 理事長、総務部長及び関係部署の長は、通報者の不利益な取扱い及び嫌がらせ等について、当該教職員等の職場環境又は修学環境を適宜確認し、必要な措置を講ずる等十分な保護に努めなければならない。

(軽減措置)

第 13 条 法令違反等行為に関与していた教職員等が、調査部署がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。